

石狩市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 石狩市における障がい者福祉計画の円滑な作成を図るため、石狩市障がい者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 障がい福祉計画の改定及び進行管理に関する事項
- (2) 障がい者計画の改定及び進行管理に関する事項
- (3) 障がい児福祉計画の改定及び進行管理に関する事項
- (4) その他障がい者福祉に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する委員 10 人以内をもって組織する。

- (1) 保健、医療及び福祉に係る事業に従事する者
- (2) 障がい者施設において障がい者支援に関する事業に従事する者
- (3) 障がい者団体の推薦者
- (4) 学識経験者
- (5) 一般公募

2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

3 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員が互選する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会の会議は、原則として、これを公開する。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。